鶴田町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　あおもり移住支援事業及び鶴田町移住支援金に関する報告及び立入調査について、青森県及び鶴田町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、あおもり移住支援事業実施要領及び鶴田町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に鶴田町から県外に転出した場合：全額

（３）青森県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に鶴田町から県外に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（５）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

３　移住支援金の申請日から５年以内に鶴田町以外の市町村に転出する場合には、あおもり移住支援事業実施要領及び鶴田町移住支援金交付要綱に基づき、鶴田町に住所変更の届出を提出します。この住所変更の届出は、申請日から５年以内に他の市町村に異動する都度、鶴田町に提出します。

上記内容について同意します。

年　　月　　日

鶴田町長　　　　　　　　様

同意者（申請者）

　住　所

　氏　名　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード |  |